政　令

特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百三十五号

特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　江渡　聡徳

特定秘密の保護に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百三十六号

特定秘密の保護に関する法律施行令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十条第一項第一号、第十一条第七号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　特定秘密の指定等
　第一節　特定秘密の指定（第二条―第七条）
　第二節　指定の有効期間及び解除（第八条―第十一条）
　第三節　特定秘密の保護措置（第十二条―第十五条）
第三章　特定秘密の提供（第十六条―第十八条）
第四章　適性評価等（第十九条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条　特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章　特定秘密の指定等

第一節　特定秘密の指定

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条　法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長
二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長
三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正
四　区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第三条　法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一　法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長
二　法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院
三　前条各号に掲げる者

（指定に関する記録の作成）

第四条　法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一　指定をした年月日
二　指定の有効期間及びその満了する年月日
三　指定に係る特定秘密の概要
四　指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
五　法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
六　前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第五条　法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
二　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。
三　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（通知の方法）

第六条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあっては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。

（法第三条第三項の規定により講じた措置の記録）

第七条　行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節　指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第八条　行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあっては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。